

屋外広告物（看板等）を設置されている皆様へ

令和7年7月1日から屋外広告物の 管理・点検のルールが変わります

平塚市では、屋外広告物の安全対策の更なる推進を図るため、平塚市屋外広告物条例及び同施行規則を改正しました。

令和7年7月1日から、屋外広告物の点検ルールが以下のとおり変わります。

（１）所有者、占有者を管理義務に追加します

屋外広告物及び掲出物件（広告板の基礎や支柱、広告物を取り付ける金属枠など屋外広告物を掲出する物件）の管理義務者として、所有者及び占有者を追加します。

現行	改正後
表示者、設置者、管理者	表示者、設置者、管理者、所有者、占有者
表示者：屋外広告物を表示する者 設置者：掲出物件を設置する者 管理者：屋外広告物等を管理する者	所有者：屋外広告物等の所有権を持つ者 占有者：屋外広告物に記載される者など

（２）有資格者の点検対象とする広告物を拡大します^{注1}

簡易な広告物^{注2}を除く全ての広告物に有資格者による点検を義務づけます。

現行	改正後
・建築物の上端から4mを超える広告物 ・地上から4mを超える広告塔、広告板	全ての広告物（簡易な広告物を除く）

注1 新たに有資格者の点検対象となる広告物については、資格を持たない方の資格取得の機会を確保するため、有資格者による点検義務の規定の適用を令和10年6月末まで猶予する経過措置があります。（特定屋外広告物安全管理者の設置が必要な広告物には経過措置はありませんので、引き続き特定屋外広告物安全管理者による点検が必要です。）

注2 貼り紙、貼り札、広告旗、立看板など（危険のリスクが少ない広告物）

（３）資格要件を見直します^{注3}

従来よりも点検対象が広がり、点検項目も増えるため、構造等に関する専門知識を持つ建築士（１級、２級）及び屋外広告物点検技能講習の修了者を資格要件に追加します。

現行	改正後
・屋外広告士 ・神奈川県屋外広告物に関する講習会修了者 ・他の都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う広告物に関する講習会修了者 ・広告美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者、職業訓練を修了した者 ・これらと同等以上の知識を有するものと市長が認定した者	左記の者に加え ・建築士（１級、２級） ・屋外広告物点検技能講習修了者 ^{注4}

注3 特定屋外広告物安全管理者の設置が必要な広告物は特定屋外広告物安全管理者が点検したものに限りません。

注4 （一社）日本屋外広告業団体連合会又は（公社）日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習の修了者

(4) 点検報告書提出を義務化します

現在、許可の満了後に継続許可を要する屋外広告物について、点検報告書の提出を義務付けています。これに加え、現に設置されている掲出物件を使用して新たに屋外広告物を表示する場合にも、新規許可申請時に点検報告書の提出を求めます。

なお、許可申請が不要な場合は、点検報告書の提出義務はありませんが、点検が必要となります。

(5) 点検項目を細分化します

許可申請等の際に提出する点検報告書の点検項目について、現行の 5 項目から 17 項目に細分化します。

現行	改正後
取付(支持)部分の変形又は腐食 主要部分の変形又は腐食 ボルト、ビス等のさび又は緩み 表示面の汚染、退色又ははく離 表示面の破損	【基礎部・上部構造】 上部構造全体の傾斜又はぐらつき 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間又は支柱のぐらつき 鉄骨のさび発生又は塗装の老朽化
	【支持部】 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の変形、腐食又は隙間 鉄骨接合部（ボルト・ナット・ビス）の緩み又は欠落
	【取付部】 アンカーボルト・取付部プレートの変形又は腐食 溶接部の劣化、充填材の劣化等 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
	【広告板】 表示面板・切り文字等の変形、腐食、破損又はビス等の欠落 側板・表示面板押さえの変形、腐食、破損、ねじれ又は欠損 広告板底部の腐食又は水抜き孔の詰まり
	【照明装置】 照明装置の不点灯又は不発光 照明装置の取付部の変形、破損、さび又は漏水 周辺機器の劣化又は破損
	【その他】 付属部材の腐食又は破損 避雷針の腐食又は損傷 その他点検した事項

平塚市まちづくり政策部まちづくり政策課

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9-1

TEL:0463-21-8781 (直通) FAX:0463-21-9769

ホームページは [平塚市 屋外広告物](#) で検索してください。

mail : machi-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

